## 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

共同住宅の安全対策			
確認項目	措置内容	チェック欄	
共用部分 (指針32~33P)	○共用玄関は道路等からの見通しが確保されているか。		
	○共用玄関扉は、扉の内外を相互に見通せる構造となっているか。		
	○共用玄関及び共用出入口の照度は確保されているか。		
管理人室 (指針34P)	○管理人室は、共用玄関、エレベーターホール等を見通せる位置に配置されているか。		
エレベーター (指針35 ~ 36P)	○エレベーターホールは、共用玄関または管理人室から見通しが確保された位置 に配置されているか。		
	○エレベーターホール及びエレベーターのかご内の照度は確保されているか。		
	○エレベーターのかご内には外部と連絡できる装置及び警報ベルが設置されているか。また、それらの装置等は子どもや車椅子でも使用可能な位置に配置されているか。		
自転車置場・ オートバイ置場 (指針37~38P)	○自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓からの見通し が確保されているか。		
	○盗難防止のため、チェーン用バーラック、サイクルラックは設置されているか。		
駐車場 (指針38P)	○駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓からの見通しが確保されているか。		
通路 (指針39P)	○通路の見通し及び照度は確保されているか。		
児童公園、 広場又は緑地等 (指針39P)	○道路等、共用玄関又は居室の窓からの見通しが確保されているか。		
	○照明設備が設置され、照度が確保されているか。		
	○塀、さく又は垣等が設置されているか。また、それらが周囲の見通しを遮ったり、住戸の窓等への侵入の足場となっていないか。		
防犯カメラ (指針40P)	○出入口に設置し、出入りする人物がわかるようになっているか。		
	○「防犯カメラ作動中」などと表示しているか。		

## 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

一戸建て住宅敷地内の安全対策			
確認項目	措置内容	チェック欄	
駐車場車庫 (指針43P)	○侵入者が身を隠す場所にならないよう、見通しが確保されているか。		
	○車庫は、2階への足場となるおそれはないか。		
	○シャッターは防犯性能の高い破られにくいものとなっているか。		
庭 (指針43P)	○塀・さく・垣は、見通しがよく、2階への足場とならない構造・形態・高さであるか。		
	○庭木やエアコンの室外機は、2階への足場になるおそれはないか。		
	○門には門扉やインターホン等は設置されているか。		
物置 (指針 44P)	○物置は、2階への足場になるおそれはないか。		
	○物置は施錠して、中のはしご等が侵入用具として使用されないようになっているか。		

一戸建て住宅住戸部分の安全対策			
確認項目	措置内容	チェック欄	
玄関ドア (指針44P)	○補助鍵は取り付けられているか。(ワンドア・ツーロック)		
	○ガラス及び鍵は防犯性能の高いものであるか。		
	○玄関ドア付近の見通し及び照度は確保されているか。		
勝手ロドア (指針45P)	○勝手口は道路等からの見通しが確保されているか。		
	○玄関ドアと比較して、防犯性能が劣っていないか。		
窓 (指針45~46P)	○窓の見通しが確保されているか。		
	○窓には防犯性能の高いガラスや補助錠が使用されているか。		
	○2階の窓も1階と同様の安全対策が講じられているか。		
ベランダ (指針 46P)	○ベランダの周辺に、ベランダへの足場となるものはないか。		
	○ベランダの手すり・腰壁は、見通しのよい形態・構造となっているか。		
	○ベランダが侵入されやすい場所にある場合は、手すりを高くしているか。		